

危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等

（消防法第 13 条、危険物の規制に関する政令第 31 条の 2）

危険物の種類	第 4 類の危険物				第 4 類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30 以下		指定数量の倍数が 30 を超えるもの		指定数量 の倍数が 30 以下	指定数量 の倍数が 30 を超 えるもの
貯蔵・取扱危険物 の数量	40 以上	40 未満	40 以上	40 未満		
貯蔵・取扱危険物 の引火点 製造所等の区分						
製 造 所						
屋 内 貯 蔵 所						
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所						
簡易タンク貯蔵所						
移動タンク貯蔵所						
屋 外 貯 蔵 所						
給 油 取 扱 所			/	/		
第一種販売取扱所			/	/		
第二種販売取扱所						
移 送 取 扱 所						
一 般 取 扱 所						
容器詰替 消 費						

（注） 印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設